

平成二十三年厚生労働省令第二百十号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則

平成二十三年法律第七号 第三条第一項及び第三項、第六条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第一項、第三十一条、第三十四条第一項並びに第三十六条並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）

第一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなった日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

（施設入所等子どもとの範囲）

第二条 法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定（平成改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下この条において「旧児童福祉法」という。）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となったことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

2 法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。  
一 旧児童福祉法第二十四条の第二項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて行

法第三条第三項第二号に規定する知的障害児施設等への入所

二 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となったことに伴い、旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は旧児童福祉法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する児童福祉施設への入所

3 法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。  
4 法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（父母指定者の届出）

第三条 法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が子ども手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件子ども（法第四条第一項第一号に規定する支給要件子どもをいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

（認定の請求）

第四条 法第六条第一項の規定による子ども手当の支給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 支給要件子どものうち一般受給資格者（法第六条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する子ども（施設入所等子ども（法第三条第三項に規定する施設入所等子どもをいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第五条第二項、第七条第一項及び第八条第二項において同じ。）があるときは、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 支給要件子どもの中に第一条の理由により日本国内に住所を有しない子どもがあるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三 一般受給資格者が支給要件子どもと同居しないことを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 一般受給資格者が未成年後見人として支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五 一般受給資格者が父母指定者として支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 一般受給資格者が、支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者であつて、当該支給要件子どもと同居しないことを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八 一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項第一号に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 法第六条第二項の規定による子ども手当の支給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 施設等受給資格者（法第六条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等子どもが委託されていること又はその設置する児童福祉施設等（法第四条第一項第四号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等子どもが入所していることを明らかにすることができる書類
- 二 施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第五条 一般受給資格者が法第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定の請求を行う場合

には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、子ども手当の額の増額の原因となる子どもに係る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければならない。

3 施設等受給資格者が法第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4 前項の請求書には、子ども手当の額の増額の原因となる施設入所等子どもに係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

第六条 一般受給資格者として子ども手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による子ども手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、一般受給者に係る支給要件子どものうち三歳に満たない子ども（法第五条第一号イに規定する三歳に満たない子どもをいう。）が三歳以上小学校修了前の子ども（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の子どもをいう。）となったことにより、子ども手当の額が減額することとなるときは、この限りでない。

2 施設等受給資格者として子ども手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による子ども手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る三歳に満たない施設入所等子ども（法第五条第二号に規定する三歳に満たない施設入所等子どもをいう。）が三歳以上の施設入所等子ども（同号に規定する三歳以上の施設入所等子どもをいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となったことにより、子ども手当の額が減額することとなるときは、この限りでない。

第七条 一般受給者は、氏名を変更したとき、又は氏名を変更した子どもがあるときは、十四日以内に、様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。





3 法第二十五条第二項の内閣府令で定める費用は、前項第二号から第五号までに掲げる費用とする。

(特別徴収の通知)

第二十条 法第二十六条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

(施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い)

第二十一条 法第二十七条第一項の規定による施設入所等子ども手当に対する子ども手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき子ども手当のうち、当該施設入所等子どもに係る部分を当該施設入所等子ども(法第三条第三項各号に掲げる子ども)に該当しなくなった者を含む。)ごとに支払うことを行なうものとする。

(身分を示す証明書)

第二十二条 法第三十二条第二項の規定によって当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第十四号による。

(報告書の提出)

第二十三条 法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項の規定をする者は、平成二十三年十月から平成二十四年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十四年三月末日までに、平成二十四年三月における子ども手当の支給の状況については内閣総理大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)

第二条 この省令の様式(様式第一号、第二号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号を除く。)による書類については、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第五十一号)の様式による用紙を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二十四年三月三十一日厚生労働省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第3条関係)

注意

- この届は、日本国に住所を有しない父親等によって当該父親等が受給者となる子どもの子ども手当を受給する事として決定されたお父(以下「父親等」といいます。)、が、子ども手当の申請の権利を行使するものです。
- 父親等は、申請書に必要事項を記入し、提出していただきます。
- 申請書の「父親等」として提出している届出の届出者、子どもが父親等と決定されている届出者、その届出者本人としていない、届出者本人が申請している届出者本人としていない。
- 申請書の届出者については、当該届出者本人が申請書の提出者として提出していただきます。
- 申請書の届出者(届出者)は、届出者本人として子ども手当を受給している父親等本人の届出者本人が申請に同意する旨を申請書に記入して提出していただきます。
- 申請書の届出者(届出者)は、当該届出者本人が申請書に同意して提出していただきます。これは、父親等本人が同意する旨を申請書に記入して提出していただきます。

この届は、当該届出者に係るお父(以下「届出者の権利」といいます。))が、父親等本人として子ども手当を受給する事として決定されたお父(以下「父親等」といいます。))が、子ども手当の申請の権利を行使する事として提出していただきます。

備考

- 必要があるときは、所要の裏書きを添付することになります。
- 父親等本人に同意する旨を申請書に添付することになります。













